

# 名古屋市公報

平成21年 6月 3日号

第811号

発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋 市 役 所  
電話〔052〕972-2246  
編集兼 名古屋 市 総 務 局  
発行人 行政システム部法制課長

目次	ページ
平成21年 6月に支給する名古屋市議会の議員の期末手当の特例に関する条例 (総務・総務課) (第35号)	6
平成21年 6月に支給する市長等の期末手当並びに職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例 (総務・給与課) (第36号)	7
<hr/>	
規 則	
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第58号)	10
名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則 (緑土・総務課) (第59号)	12
被服貸与規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第60号)	15
名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (住都・総務課) (第61号)	20
名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則 (住都・総務課) (第62号)	21
<hr/>	
告 示	
名古屋都市計画事業の認可 (緑土・緑地施設課) (第253号)	24
名古屋都市計画事業に係る関係図書の縦覧 (緑土・緑地施設課) (第254号)	25
名古屋都市計画事業の認可 (緑土・緑地施設課) (第255号)	26
名古屋都市計画事業に係る関係図書の縦覧 (緑土・緑地施設課) (第256号)	27
名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業の事業計画の変更 (住都・下之一色都市整備事務所) (第257号)	28
名古屋市議会臨時会の招集について (総務・総務課) (第258号)	29
開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第259号)	30
建築協定の認可 (住都・建築指導課) (第260号)	31
<hr/>	
達	
課の係及び分掌事務規程の一部改正 (総務・行政経営室) (第27号)	32
<hr/>	
教 育 委 員 会 告 示	
教育委員会定例会の開催について (第13号)	33

消 防 局 告 示		
火災予防実施規程の一部改正について	(第4号)	34
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
名古屋市上下水道局職員の住居手当に関する規程の一部改正	(第17号)	40
交 通 局 管 理 規 程		
平成21年 6月に支給する職員の期末手当及び奨励手当の特例に関する規程	(第22号)	43
病 院 局 管 理 規 程		
名古屋市病院局職員の住居手当に関する規程の一部改正	(第22号)	45
名古屋市立病院条例施行規程の一部改正	(第23号)	46
平成21年 6月に支給する名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の特例に関する規程	(第24号)	47
公 告		
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	49
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	52

## 条 例 の あ ら ま し

平成21年 6月に支給する名古屋市議会の議員の期末手当の特例に関する条例（第35号）

### 1 制定の趣旨

本市人事委員会の平成21年 6月の期末手当及び勤勉手当に関する意見を尊重するなどして暫定的に減額する市長等の期末手当の額との均衡等を考慮して、同月に支給する議長、副議長及び議員の期末手当の額を暫定的に減額します。

### 2 施行期日

平成21年 6月 1日から施行します。

平成21年 6月に支給する市長等の期末手当並びに職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例（第36号）

### 1 制定の趣旨

本市人事委員会の平成21年 6月の期末手当及び勤勉手当に関する意見を尊重し、国及び他の地方公共団体の職員の期末手当及び勤勉手当との均衡等を考慮して、同月に支給する市長等の期末手当並びに職員の期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額します。

### 2 施行期日

平成21年 6月 1日から施行します。

## 規 則 の あ ら ま し

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第58号）

### 1 改正内容

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第 121 号）関係法令の改正に伴い、補償基礎額の最低補償額を改正します。（第 8 条の 2 関係）

### 2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第59号）

1 改正内容

上飯田駅、上小田井駅、中村区役所駅及び大高駅周辺に有料自転車駐車を設置します。（別表第2関係）

2 施行期日

平成21年6月1日から施行します。ただし、一部の規定は、平成21年7月1日から施行します。

被服貸与規則の一部を改正する規則（第60号）

1 改正内容

(1) 被服の貸与期日等の特例を廃止します。（附則第7項関係）

(2) 保健所に所属して外勤する保健師（女性を除く。）に貸与する被服を変更します。（別表1甲類第5号関係）

(3) 黒石荘及び厚生院に勤務する男性職員に対し、新たに被服を貸与するとともに、寿荘、寿楽荘、きよすみ荘、緑寿荘、希望荘、緑風荘、身体障害者更生相談所及び植田寮に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に貸与する被服を変更します。（別表2乙類第8号関係）

(4) 黒石荘及び厚生院に勤務する女性職員に貸与する被服を変更します。（別表2乙類第8の4号関係）

(5) 児童福祉施設（保育所を除く。）及び児童相談所に勤務する保育士、保育員、寮母、児童生活支援員及び指導員、若葉寮に勤務する保健師、看護師及び准看護師並びにあけぼの学園に勤務する業務士のうち入所児童の生活指導又は職業指導等の業務を行う者（いずれも男性を除く。）並びに洗濯作業員に貸与する被服を変更します。（別表2乙類第9号及び別表3丙類第12の2号関係）

(6) 炊事作業員に貸与する被服を変更します。（別表3丙類第13号関係）

2 施行期日

平成21年5月30日から施行します。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則  
(第61号)

1 内容

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例(平成21年名古屋市条例第32号)の施行期日を定めるものです。

	名称	所在地	施行期日
公用開始	小城南 シルバー住宅	中川区若山町1丁目	平成21年7月1日

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則(第62号)

1 改正内容

市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則(平成9年名古屋市規則第114号)中別表を改正するものです。

2 施行期日

平成21年7月1日(入居手続等に関する規定は公布の日、別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中大生荘、宝生荘及び御前場荘の項を改める部分は平成21年6月1日、別表第1 1 公営住宅の表の改正規定中戸田荘の項を改める部分は平成21年7月25日)から施行します。

達 の あ ら ま し

課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程(第27号)

1 改正内容

区役所改革を推進するため、総務局区役所改革推進室主査(区役所改革推進)を2名増設します。(第1条関係)

2 施行期日

平成21年5月27日から施行します。

平成21年6月に支給する名古屋市議会の議員の期末手当の特例に関する条例  
をここに公布する。

平成21年5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 名古屋市条例第35号

平成21年6月に支給する名古屋市議会の議員の期末手当の特例に  
関する条例

議長、副議長及び議員に対して平成21年6月に支給する期末手当に関する名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年名古屋市条例第32号）第6条第3項の規定の適用については、同項中「（以下この項において「割合」という。）の各年度ごとの合計は100分の335とし、次の各号に掲げる時期に支給する場合の割合は」とあるのは「は、次の各号に掲げる時期に応じて」と、同項第1号中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

#### 附 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

平成21年6月に支給する市長等の期末手当並びに職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例をここに公布する。

平成21年5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第36号

平成21年6月に支給する市長等の期末手当並びに職員の期末手当  
及び勤勉手当の特例に関する条例

(市長等の期末手当の特例)

第1条 市長、副市長、常勤の監査委員及び固定資産評価員に対して平成21年6月に支給する期末手当に関する特別職に属する職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市条例第6号。以下「特別職条例」という。)第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の300」とあるのは「100分の335」とあるのは「(以下この項において「割合」という。)の各年度ごとの合計は100分の300(市長の定める管理又は監督の地位にある職員(以下「特定管理職員」という。)にあっては、100分の260)とし、次の各号に掲げる時期に支給する場合の割合は」とあるのは「は、次の各号に掲げる時期に応じて」と、「100分の140」とあるのは「100分の160」とあるのは「100分の140」とあるのは「100分の145」とする。

(一般職に属する職員の期末手当等の特例)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市条例第5号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員に対して平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する給与条例第20条第3項及び第4項並びに第20条の2第3項及び第4項の規定の適用については、同条例第20条第3項中「(以下この項において「割合」という。)の各年度ごとの合計は100分の300(市長の定める管理又は監督の地位にある職員(以下「特定管理職員」という。)にあっては、100分の260)とし、次の各号に掲げる時期に支給する場合の割合は」とあるのは「は、次の各号に掲げる時期に応じて」と、同項第1号中「100分の140(特定管理職員」とあるのは「100分の125(市長の定める管理又は監督の地位にある職員(以下「特定管理職員」という。))」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第4項中「同項中「100分の300」とあるのは「100分の160」と、「100分の260」とあるのは「100分の140」と、同項第1号中「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の110」とあるのは「100分の60」と、同条例第20条の2第3項中「割合(以下この項において「割合」という。)の各年度ごとの合計は100分の150(特定管理職員にあっては、100分の190)とし、支給する時期ごとの割合は100分の75」とあるのは「支給する時期ごとの割合は、100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同条第4項中「(以下この項において「割合」という。)の各年度ごとの合計は100分の75(特定管理職員にあっては、100分の95)とし、次の各号に掲げる時期に支給する場合の割合は」とあるのは「は、次の各号に掲げる時期に応じて」と、同項第1号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

(管理者の期末手当の特例)

第3条 前条の規定は、特別職条例第2条第5号に掲げる職員に対して平成21年6月に支給する期末手当について準用する。

(教育長の期末手当等の特例)

第4条 第2条の規定は、教育長に対して平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当について準用する。

附 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5 月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第58号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則（昭和43年名古屋市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「 4,090 円」を「 4,060 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則第 8 条の 2 の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償（休業補償にあっては、当該療養の開始後 1 年 6 月を経過した日前に支給すべき事由が生じたものに限る。）の額の算定の基礎として用いる補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた年金たる

補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる補償基礎額については、なお従前の例による。

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成21年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第59号

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改  
正する規則

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則（昭和63年名古屋市規  
則第 103 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

平安通第三自転車駐車場	名古屋市北区平安二丁目 123 番先
-------------	--------------------

を

」

「

平安通第三自転車駐車場	名古屋市北区平安二丁目 123 番先
上飯田第一自転車駐車場	名古屋市北区上飯田通 3 丁目50番
上飯田第二自転車駐車場	名古屋市北区上飯田南町 1 丁目45番 2

に、

上飯田第三自転車駐車場	名古屋市北区上飯田通 2 丁目 1 番 1
-------------	-----------------------

「

上小田井第五自転車駐車場	名古屋市西区貴生町 266 番 4
--------------	-------------------

を

「

上小田井第五自転車駐車場	名古屋市西区貴生町 266 番 4
上小田井第六自転車駐車場	名古屋市西区貴生町 219 番

に、

「

本陣第四自転車駐車場	名古屋市中村区本陣通 3 丁目 52 番
------------	----------------------

を

「

本陣第四自転車駐車場	名古屋市中村区本陣通 3 丁目 52 番
中村区役所第一自転車駐車場	名古屋市中村区太閤通 4 丁目 62 番 2
中村区役所第二自転車駐車場	名古屋市中村区太閤通 4 丁目 68 番 1

に、

「

鳴海第四自転車駐車場	名古屋市緑区鳴海町字向田 112 番 3
------------	----------------------

を

「

鳴海第四自転車駐車場	名古屋市緑区鳴海町字向田 112 番 3
大高第一自転車駐車場	名古屋市緑区大高町字中熊瀬 31 番 2
大高第二自転車駐車場	名古屋市緑区大高町字鶴田 49 番 1
大高第三自転車駐車場	名古屋市緑区大高町字鶴田 49 番 1
大高第四自転車駐車場	名古屋市緑区大高町字鷺津 132 番 1
大高第五自転車駐車場	名古屋市緑区大高町字鶴田 22 番 1
大高第六自転車駐車場	名古屋市緑区大高町字鷺津 132 番 1

に

大高西自転車駐車場	名古屋市緑区大高町字下熊瀬 1 番 4
-----------	---------------------

改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中上小田井第五自転車駐車場の項を改める部分は、平成21年7月1日から施行する。

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第60号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和36年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第7項を削る。

別表1甲類第5号中「5の2」を「5の1」に改める。

別表2乙類第8号中「黒石荘、厚生院」を削り、「助産師、看護師及び准看護師」の次に「（黒石荘及び厚生院に勤務する女性を除く。）」を加え、同号中備考欄を次のように改める。

6の3の2、6の3の4、2の35及び9の4の2は男性用、6の4、6の4の2、8及び9の4は女性用とする。

「看護衣（半そで）」及び「看護衣（長そで）」は、寿荘、寿楽荘、きよすみ荘、緑寿荘、希望荘、緑風荘、身体障害者更生相談所及び植田寮に勤務する女性職員の場合には「看護衣（上・半そで）」（制式番号は6の14の7

とする。)及び「看護衣(下)」(制式番号は6の14の9とする。)と読み替える。

予防衣は、中央看護専門学校に勤務する者に限り貸与する。

くつ下は、寿荘、寿楽荘、きよすみ荘、緑寿荘、希望荘、緑風荘、身体障害者更生相談所及び植田寮に勤務する女性職員並びに生活衛生センターに勤務する者には貸与しない。

くつは、生活衛生センターに勤務する者には貸与しない。

別表2乙類第8の4号中

6の4の7	2		6の14の5	2	
6の4の8	1		6の14の6	2	
6の4の9	2	を	6の14の7	2	に、
6の4の10	1		6の14の8	2	
6の14	1		6の14の9	1	

看護衣(半そで)、看護衣(長そで)及びくつ下又は看護衣(上・半そで)、看護衣(上・長そで)及び看護衣(下)のうちいずれか一方を貸与する。

看護衣(半そで)の制式番号は、中央看護専門学校に勤務する者に限り、6の14の5とする。

中央看護専門学校に勤務する者に限り、看護衣(長そで)の制式番号は6の14の6とし、その保存期間「1年」を「2年」と読み替える。

看護衣(上・半そで)の制式番号は、中央看護専門学校に勤務する者に限り、6の14の7とする。

中央看護専門学校に勤務する者に限り、看護衣(上・長そで)の制式番号は6の14の8とし、その保存期間「1年」を「2年」と読み替える。

中央看護専門学校に勤務する者に限り、看護衣(下)の制式番号

を

は6の14の9とし、その保存期間「1年」を「2年」と読み替える。

「  
看護衣（半そで）、看護衣（長そで）及びくつ下又は看護衣（上・半そで）、看護衣（上・長そで）及び看護衣（下）のうちいずれか一方を貸与する。  
くつ下は、中央看護専門学校に勤務する者に限り貸与する。  
中央看護専門学校に勤務する者に限り、看護衣（下）の保存期間「1年」を「2年」と読み替える。  
」

改める。

別表2乙類第9号中「1の6の2」を「1の6の3」に改める。

別表3丙類第12の2号中

5の2	3	を
5の1	3	
5の6	3	
5の7	3	

「  
5の1      3  
5の6      3  
」に改め、同号中備考欄を次のように改める。

2の22の3及び2の25は男性用、2の22の7及び2の25の5は女性用とする。

別表3丙類第13号中備考欄を次のように改める。

1の5、6の7、6の7の3及び6の7の9は男性用、1の6、1の4、6の7の5、6の7の6、6の7の7、6の7の8及び6の15は女性用とする。

料理帽は、男性職員並びに保育所及び学校に勤務する女性職員に限り貸与

する。

料理帽の制式番号は、学校に勤務する者に限り、1の5の2とする。

帽子は、保育所及び学校に勤務する女性職員には貸与しない。

料理服（上・夏）は、保育所に勤務する女性職員には貸与しない。

「料理服（上・夏）」は、学校に勤務する者の場合には「料理服（上）」（制式番号は男性用は6の7の9、女性用は6の15とする。）と読み替え、その保存期間は2年とする。

料理服（上・冬）は、保育所に勤務する女性職員又は学校に勤務する者には貸与しない。

料理服（夏）及び料理服（冬）は、保育所に勤務する女性職員に限り貸与する。

料理服（下）は、保育所又は学校に勤務する者には貸与しない。

料理服（下・夏）及び料理服（下・冬）は、学校に勤務する者に限り貸与する。

学校に勤務する者に限り、料理服（下・夏）の数量は2着とし、その保存期間「1年」を「2年」と読み替える。

前掛（料理用）の制式番号は、学校に勤務する者に限り、6の8の2とする。

前掛（料理用）の数量は、学校に勤務する者に限り2着とし、その保存期間「1年」を「2年」と読み替える。

前掛（洗い場用）の制式番号は、保育所に勤務する女性職員に限り、6の9の4とする。

学校に勤務する者に限り、前掛（洗い場用）の制式番号は6の9の2とし、その保存期間「1年」を「2年」と読み替える。

ゴム半長くつは、保育所に勤務する者には貸与しない。

ゴム半長くつの制式番号は、学校（給食調理室にドライシステム（調理室等の床を、水洗いできない仕上材料や工法とすることをいう。以下同じ。）を採用している学校（以下「ドライシステム採用校」という。）を除く。）に勤務する者に限り、9の2の4とする。

「ゴム半長くつ」は、ドライシステム採用校に勤務する者の場合には「く

つ（下処理用）」（制式番号は9の3の7とする。）と読み替え、その保存期間は3年とする。

くつは、保育所又はリフトのない学校に勤務する者には貸与しない。

リフトのある学校に勤務する者に限り、くつの制式番号は9の3の6とし、その保存期間「2年」を「3年」と読み替える。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成21年5月30日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の被服貸与規則に基づいて貸与している被服の取扱いについては、なお従前の例による。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第61号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成21年名古屋市条例第32号）中別表の改正規定のうちこもろ荘の項を改める部分の施行期日は、平成21年7月1日とする。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

名古屋市長 河 村 たか し

名古屋市規則第62号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成9年名古屋市規則第114号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 公営住宅の表中

「

こもろ荘	中川区富田町大字千音寺	中層 耐火	5階建	昭和47年度	110
------	-------------	----------	-----	--------	-----

を

「

小城南シルバー住宅	中川区若山町1丁目	高層 耐火	8階建	平成19年度	30
こもろ荘	中川区富田町大字千音寺	中層 耐火	5階建	昭和47年度	110

に

」

改め、同表戸田荘の項中

「

中川区富田町大字戸田
------------

」を「

中川区戸田明正三丁目
------------

」に改める。

別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表中

「

こもろ荘	1号から35号まで	3,500円
	36号から56号まで	4,500円

」を

「

小城南シルバー住宅	1号から5号まで	6,000円
こもろ荘	1号から35号まで	3,500円
	36号から56号まで	4,500円

」に

改め、同表大生荘の項中

「

13号及び16号から83号まで
-----------------

」を「

7号、13号及び16号から83号まで
--------------------

」に改め、

同表宝生荘の項中

「

1号から292号まで、 295号及び298号から 387号まで
---------------------------------------

」を「

1号から292号まで、 294号、295号及び 298号から387号まで
--------------------------------------------

」に改め、

同表御前場荘の項中

「

101号から122号まで、 124号から132号まで、 135号、201号から 224号まで、300
-------------------------------------------------------------

」を「

101号から132号まで、 135号、201号から 224号まで、300号 から327号まで、400
-------------------------------------------------------------

」

号から327号まで、400号から420号まで、501号から516号まで、602号から611号まで、701号から706号まで、708号から726号まで、801号から817号まで、901号から929号まで、1001号から1031号まで、1101号から1120号まで、1201号から1213号まで及び1301号から1308号まで

を

号から420号まで、501号から516号まで、602号から611号まで、701号から706号まで、708号から726号まで、801号から817号まで、901号から929号まで、1001号から1031号まで、1101号から1120号まで、1201号から1213号まで及び1301号から1308号まで

に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中大生荘、宝生荘及び御前場荘の項を改める部分は平成21年6月1日から、別表第1 1 公営住宅の表の改正規定中戸田荘の項を改める部分は平成21年7月25日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第 253号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年 5月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 2・2・466号前山町公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

2・2・466号前山町公園

名古屋市昭和区前山町 3丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地施設課

## 名古屋市告示第 254号

### 名古屋都市計画事業に係る関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のよう  
に関係図書を告示の日から事業施行期間の終了の日まで一般の縦覧に供します。

平成21年 5月25日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 2・2・466号前山町公園

#### 2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地施設課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

#### 3 縦覧期間

平成21年 5月25日から平成22年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日  
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の  
休日は除きます。

#### 4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 0時45分まで  
を除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地施設課

名古屋市告示第 255号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年 5月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 2・2・363号二ツ橋北公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

2・2・363号二ツ橋北公園

名古屋市中村区二ツ橋町 4丁目、5丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地施設課

## 名古屋市告示第 256号

### 名古屋都市計画事業に係る関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を告示の日から事業施行期間の終了の日まで一般の縦覧に供します。

平成21年 5月25日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 2・2・363号二ツ橋北公園

#### 2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地施設課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

#### 3 縦覧期間

平成21年 5月25日から平成22年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

#### 4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 0時45分までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地施設課

名古屋市告示第 257号

名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業の事業計画の  
変更

名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 9項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年 5月25日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 土地区画整理事業の名称  
名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地  
（変更前）名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号  
（変更後）名古屋市中川区東中島町 1丁目41番地の 3
- 3 事業計画の決定の年月日  
平成19年 3月 8日
- 4 事業施行期間  
平成19年 3月 8日から平成26年 3月31日まで
- 5 変更の年月日  
平成21年 5月25日

名古屋市住宅都市局市街地整備部下之一色都市整備事務所

名古屋市告示第258号

名古屋市議会臨時会の招集について

次の事件につき、緊急を要するので、平成21年5月28日午前11時に、名古屋市議会臨時会を招集します。

平成21年5月25日

名古屋市長 河 村 た かし

- 1 平成21年6月に支給する名古屋市議会の議員の期末手当の特例に関する条例の制定について
- 1 平成21年6月に支給する市長等の期末手当並びに職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例の制定について

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 259号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年 5月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 許可年月日及び許可番号

平成21年 1月14日 20指令住開指第 137号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市守山区幸心二丁目 107番の一部、 108番、 211番 1、 212番及び  
1431番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市東区代官町38番15号

エザキ株式会社

代表取締役 江崎武人

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

## 名古屋市告示第260号

### 建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、次の建築協定を認可しました。

なお、同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成21年5月28日

名古屋市長 河村 たかし

#### 1 建築協定の名称

萩ヶ丘西地区建築協定

#### 2 建築協定区域

名古屋市緑区相川三丁目21番1 他

#### 3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

#### 4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後0時45分までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市達第27号

総 務 局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

平成21年 5月26日

名古屋市長 河 村 たかし

第1条総務局区役所改革推進室の項中「主 査（区役所改革推進）」を「主 査（区役所改革推進）(3)」に改める。

附 則

この達は、平成21年 5月27日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第13号

教育委員会定例会の開催について

平成21年 6月 2日午後 2時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し、次の議件を付議します。

平成21年 5月29日

名古屋市教育委員会委員長 後 藤 澄 江

名古屋市教育委員会表彰について  
名古屋市立学校設置条例の一部改正について  
平成21年度補正予算について  
名古屋市社会教育委員の委嘱について  
名古屋市生涯学習推進センター協議会委員の委嘱について  
名古屋市女性会館運営審議会委員の委嘱について  
名古屋市スポーツ振興審議会委員の任命について  
名古屋市文化財調査委員会の委嘱について  
名古屋市図書館協議会委員の任命について  
名古屋市博物館協議会委員の任命について  
名古屋市美術館協議会委員の任命について  
名古屋市科学館協議会委員の任命について

## 名古屋市消防局告示第 4 号

### 火災予防実施規程の一部改正について

火災予防実施規程（昭和37年名古屋市消防局告示第 3 号）の一部を次のように改正し、平成21年 6 月 1 日から実施します。

平成21年 5 月29日

名古屋市消防長 小 西 富 夫

第 1 条の 2 第 2 項中「消防計画」を「防火管理に係る消防計画」に改める。

第 4 条第 1 項中「の届出」を「の規定による届出」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定は、法第36条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 第 2 項の規定による届出について準用する。この場合において、「共同防火管理協議事項（変更）届（別記第 1）」とあるのは、「共同防災管理協議事項（変更）届（別記第 1 の 2）」と読み替えるものとする。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 規則第 3 条第 1 項に規定する防火管理に係る消防計画の届出、規則第 4 条第 1 項の防火管理者の選任又は解任の届出、規則第 4 条の 2 の15第 2 項の自衛消防組織の設置の届出、規則第51条の 8 第 1 項に規定する防災管理に係る消防計画の届出及び規則第51条の 9 の防災管理者の選任又は解任の届出は、所轄消防署長に提出して行うものとし、当該届出書には、それぞれその写し 1 部を添付しなければならない。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定は、規則第51条の 9 において準用する規則第 4 条第 2 項の防災管理者の資格を証する書面の交付を受けようとする者について準用する。この場合において、「防火管理講習修了証明願（別記第 2）」とあるのは、「防災管理講習修了証明願（別記第 2 の 2）」と読み替えるものとする。

第7条第1号中「消防計画」を「防火管理に係る消防計画」に改める。  
別記第1の次に次の1様式を加える。



別記第 2 の次に次の 1 様式を加える。

第 2 の 2

防災管理講習修了証明願

年 月 日

(あて先) 名古屋市消防長

届出者  
氏 名

私が、名古屋市消防長が実施した消防法施行令第47条第1項第1号の規定による防災管理 講習の課程を修了していることの証明を願い出ます。

住 所			
氏 名			
生 年 月 日			
修了証交付 年 月 日		理 由	
修了証番号			
消 防 署 受 付 印		消 防 局 受 付 印	
<p>上記の願出は、事実に相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日 証 第 号</p> <p style="text-align: right;">名古屋市消防長 <span style="float: right;">印</span></p>			

注 印の欄は、記入しないでください。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。



名古屋市上下水道局管理規程第17号

名古屋市上下水道局職員の住居手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第34号）の一部を次のように改正する。

平成21年 5月29日

名古屋市上下水道局長 三宅 勝

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

職員番号

住居（異動）届

局	部	課	所属名[局区室・部（公所）・課（公所）]		補職名	氏名	支給区分	世帯主（市内） 世帯主（市外） その他 宿舍等居住者	添付書類	年月日
									受理	年月日
住居の所在地		住居の変更 配偶者関係の変更 同居関係の変更		扶養関係の変更 本市勤務関係の変更 その他（		支給区分		事実発生		年月日
主な届出の事由	新規	有	氏名	続柄	所属	年月日	年月日	年月日	配偶者等の収入	円
	変更	無	職員番号			配偶者又は子の住居の所在地				
停止	有	無	扶養手当の支給対象としている。 扶養控除の対象としている。 事実上扶養している。 上記に該当しない。							
配偶者又は子の有無	父母両方	父のみ	母のみ	無	職員番号	所	続柄	有	世帯主（市内） 世帯主（市外） その他 宿舍等居住者	無
父母との同居の有無	氏名	職員番号	職員番号	所	職員番号	所	続柄	有	世帯主（市内） 世帯主（市外） その他 宿舍等居住者	無
本市に勤務する同居の親族	氏名	職員番号	職員番号	所	職員番号	所	続柄	有	世帯主（市内） 世帯主（市外） その他 宿舍等居住者	無
単身赴任手当の支給有無	有	無	単身赴任前の住居手当の支給有無				有		世帯主（市内） 世帯主（市外） その他 宿舍等居住者	無
支給の始期（終期）・改定	年	月	分	支給月額	円		支給区分		規程第2条第	項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

## 名古屋市交通局管理規程第22号

平成21年6月に支給する職員の期末手当及び奨励手当の特例に関する規程を次のように定める。

平成21年5月29日

名古屋市交通局長 長谷川 康 夫

平成21年6月に支給する職員の期末手当及び奨励手当の特例に関する規程

第1条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員に対して平成21年6月に支給する期末手当及び奨励手当に関する給与規程第35条第3項及び第4項並びに第36条第3項及び第4項の規定の適用については、同規程第35条第3項中「（以下この項において「割合」という。）の各年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとの合計は100分の300（別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、100分の260）」とし、次の各号に掲げる時期に支給する場合の割合は」とあるのは「は、次の各号に掲げる時期に応じて」と、同項第1号中「100分の140（特定管理職員」とあるのは「100分の125（別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。））」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第4項中「同項中「100分の300」とあるのは「100分の160」と、「100分の260」とあるのは「100分の140」と、同項第1号中「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の110」とあるのは「100分の60」と、同規程第36条第3項

中「割合（以下この項において「割合」という。）の各年度ごとの合計は100分の150（特定管理職員にあっては、100分の190）とし、支給する時期ごとの割合は100分の75」とあるのは「支給する時期ごとの割合は、100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同条第4項中「（以下この項において「割合」という。）の各年度ごとの合計は100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）とし、次の各号に掲げる時期に支給する場合の割合は」とあるのは「は、次の各号に掲げる時期に応じて」と、同項第1号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

#### 附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第22号

名古屋市病院局職員の住居手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

平成21年 5月29日

名古屋市病院局長 上 田 龍 三

第 2条第 2項第 2号イ中「扶養親族又は」を「扶養親族若しくは」に、「扶養親族としている者」を「扶養親族とし、又はそれらの者を事実上扶養している者」に改め、同号ウを削る。

附 則

この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第23号

名古屋市立病院条例施行規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

平成21年 5月29日

名古屋市病院局長 上 田 龍 三

第10条第 1号工中「特B室 1日 7,000円」を  
「特B室 1日 7,000円  
緩和ケア特別室 1日 8,000円」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。

## 名古屋市病院局管理規程第24号

平成21年 6月に支給する名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の特例に関する規程を次のように定める。

平成21年 5月29日

名古屋市病院局長 上 田 龍 三

### 平成21年 6月に支給する名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励 手当の特例に関する規程

名古屋市病院局職員の給与に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第23号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員に対して平成21年 6月に支給する期末手当及び奨励手当に関する給与規程第39条第 2項及び第 3項並びに第40条第 2項及び第 3項の規定の適用については、同規程第39条第 2項中「（以下この項において「割合」という。）の各年度ごとの合計は 100分の 300（別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあつては、100分の 260）」とし、次の各号に掲げる時期に支給する場合の割合は」とあるのは「は、次の各号に掲げる時期に応じて」と、同項第 1号中「100分の 140（特定管理職員）」とあるのは「100分の 125（別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。））」と、「100分の 120」とあるのは「100分の 110」と、同条第 3項中「同項中「100分の 300」とあるのは「100分の 160」と、「100分の 260」とあるのは「100分の 140」と、同項第 1号中「100分の 140」とあるのは「100分の 75」と、「100分の 120」とあるのは「100分の65」とあるのは「同項第 1号中「100分の 125」とあるのは「100分の70」と、「100分の 110」とあるのは「100分の60」と、同規程第40条第 2項中「割合（以下この項において「割合」という。）の各年度ごとの合計は 100分の 150（特定管理職員にあつては、100分の 190）」とし、支給する時期ごとの割合は 100分の75」とあるの

は「支給する時期ごとの割合は、100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同条第3項中「(以下この項において「割合」という。)」の各年度ごとの合計は100分の75(特定管理職員にあつては、100分の95)とし、次の各号に掲げる時期に支給する場合の割合は」とあるのは「は、次の各号に掲げる時期に応じて」と、同項第1号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

#### 附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 5月26日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸栄本店・栄ビル

名古屋市中区栄三丁目 301-2 外45筆

### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

	変更前			変更後			変 更 年月日
	名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所	
1	ニコイン ターナシ ヨナル(株)	代表取締役 役 八幡 信 康	神戸市灘 区篠原北 町二丁目 5番15号	(株)ダーワ イコミュ ニケーシ ョン	代表取締役 役 塩谷 昇	岐阜県大 垣市郭町 一丁目80 番 1号	平成21年 4月22日
2	(有)アイル 久野事務 所	代表取締役 役 久野 周 一	名古屋市 中区大須 二丁目25 番 4号	(株)プリム ール	代表取締役 役 小豆畑 信輔	東京都目 黒区青葉 台二丁目 21番 6号	平成20年 11月 1日

3	石黒 太志		愛知県一宮市丹陽町九日市場1809番地	脇田 文夫		名古屋市 中区栄二丁目12番22号	平成20年 11月 1日
4	(株)ピースプロジェクト	代表取締役 鈴木 賢	東京都渋谷区宇田川町40番5号				平成21年 2月17日
5	(株)ブルージェム	代表取締役 東 達也	愛知県刈谷市今川町上池52番地 5				平成21年 3月31日
6	(株)銀座セキネ	代表取締役 関根 大佐	東京都世田谷区玉川二丁目10番21号				平成21年 3月31日
7	(株)リリー	代表取締役 山内 政良	東京都世田谷区用賀二丁目36番15号				平成21年 3月31日
8				今枝 三朗		名古屋市 中川区山王三丁目12番10号	平成21年 3月 1日

### 3 変更の日

上記 2で既述

### 4 変更した理由

- (1) 1から 3の小売業者については、入替えのため
- (2) 4から 7の小売業者については、退店ため
- (3) 8の小売業者については、入店のため

5 届出の日

平成21年 5月11日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成21年 5月26日から平成21年 9月28日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年 9月28日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 5月27日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名古屋みなとショッピングセンター  
名古屋市港区砂美町 1番 5

### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	ゼビオ(株)	代表取締役 諸橋 廷 蔵	福島県郡 山市朝日 3丁目 7 番35号	変更なし	代表取締役 諸橋 友 良	変更なし	平成15 年 2月 27日
2	(株)ファーストリテイリング	代表取締役 柳井 正	山口県山 口市大字 佐山 717 番地 1	(株)ユニク 口	変更なし	変更なし	平成17 年11月 1日

3	日本トイ ザラス(株)	代表取締役 田崎 學	川崎市幸 区堀川町 580番地 ソリッド スクエア 西館10F ・11F・ 12F	変更なし	代表取締役 モニカ・ メルツ	川崎市幸 区大宮町 1310番地	平成20 年 4月 24日
---	----------------	---------------	----------------------------------------------------------------	------	----------------------	------------------------	---------------------

### 3 変更の日

上記 2で既述

### 4 変更した理由

- (1) 1の小売業者については、代表者の変更のため
- (2) 2の小売業者については、名称の変更のため
- (3) 3の小売業者については、代表者及び住所の変更のため

### 5 届出の日

平成21年 5月12日

### 6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

### 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成21年 5月27日から平成21年 9月28日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

### 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年 9月28日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課